岩石の採取計画の認可に関する基準

第１　目的

行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定により、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可に関する基準を、次のとおり定める。

第２　総則

　１　採取計画は、操業時間、運搬車両の交通、道路の管理保全等が地域の環境保全に十分配慮したものとなっており、地域社会の生活に著しく悪影響を及ぼすことのないものであること。

　２　採取計画は、採石技術指導基準書（平成15年版・経済産業省資源エネルギー庁）（以下「基準書」という。）に適合するものであること。

　　　ただし、大谷石の坑内採取については、大谷石採掘基準（平成元年12月25日栃木県工業課）に適合するものであること。

第３　掘下がり採掘

掘下がり採掘（砕石用原石について、基準地盤面以下の方向に凹地状に行う採掘をいう。）を行う場合は、採掘の方法が、次に掲げる基準に適合するものであること。

　１　採掘中を含め、形成される残壁は、高さ10メートル以下ごとに２メートル以上の適切な幅を有する小段を設けるものであること。

　２　採掘の深さは、周辺の河川や地下水等に影響を与えない深さで、かつ、20メートルを超えないものであること。

３　掘下がり採掘箇所と隣接地との保安距離が、10メートル以上であること。

　４　掘下がり採掘の跡地を適正な土砂等により埋め戻すものであること。ただし、適切な跡地利用計画がある場合は、この限りでない。

　５　岩石採取場（以下「採取場」という。）の周囲に、堅固な立入禁止措置を講ずるものであること。

　６　作業時間外に人が採取場に立ち入ることのないよう、施錠が可能な門扉を出入口に設置するものであること。

　７　上記１から６までに掲げるもののほか、基準書に適合するものであること。

第４　採取期間

　１　採取計画における採取の期間（以下「採取期間」という。）が、次に掲げる者の場合を除き、３年以内であること。

　　(1) 法第42条の２の規定の適用を受ける者　５年以内

　　(2) 栃木県砕石工業協同組合の保証を有する者　５年以内

　　(3) 栃木県陸砂利採取業協同組合の保証を有する者　４年以内

　２　現在認可を受けている採取計画（以下「現認可計画」という。）に係る採取場において、継続して採取を行おうとする者（現認可計画の採取期間と切れ目なく継続して採取計画の認可を受けようとする者に限る。）であって、次に掲げる事項の全てに適合する場合は、採取期間を、上記１に１年を加えた期間（以下「特例期間」）とすることができる。

(1) 採取場ごとに専任の採石業務管理者を置いていること。

(2) 採取計画の認可申請前の直近の採石業立入検査実施要領に基づく立入検査の結果が、全ての検査項目において適であること。

(3) 一体的に管理する採取場内において、第２の２に適合しない岩石採取跡がないこと。

(4) 大谷石の坑内採取の場合、採掘が終了した区域を当該採取場内の廃土・廃石及び土砂等により埋め戻し、空洞を充塡することが採取計画その他の添付書類により確認できること。

(5) 現認可計画の採取期間中に、採石法その他の法令に違反し、監督処分又は行政指導を受けていないこと。

(6) 現認可計画の採取期間中、毎年度一定程度の採取実績があること。

(7) 現認可計画の採取期間中に、当該採取場内で労働災害その他の人身事故（死亡・重篤）が発生していないこと。

　３　上記２に該当する者であって、現認可計画の採取期間が特例期間である場合は、特例期間に１年を加えた採取期間とすることができる。

４　他の法令等による許認可等の期間又は岩石の採取を行うことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面により確認できる期間が、上記１から３までに規定する採取期間に満たない場合は、当該期間以内であること。

　　　附　則（令和３年３月25日制定）

１　この基準は、令和３年６月１日から適用する。

２　掘下がり採取を伴う採取計画の審査要領及び採取期間の設定に関する要領は、廃止する。